

# 株式会社〇〇に対する危機対応認定に係る要綱

## 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 新型コロナウイルス感染症に関する事案（第三条―第五条）
- 第三章 利子補給金の支給に関する事項（第六条）
- 第四章 雑則（第七条―第八条の二）

### 第一章 総則

#### （総則）

第一条 株式会社〇〇に対する株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第三項の規定による通知の内容については、危機対応認定に係る通知（以下「危機認定通知」という。）のほか、この要綱に定めるものとする。

#### （対象とすべき事案）

第二条 危機認定通知第一条各号に規定する事案のうち、株式会社〇〇による危機対応業務の対象とする事案については、新型コロナウイルス感染症に関する事案とする。

### 第二章 新型コロナウイルス感染症に関する事案

#### （危機対応業務の対象となる者）

第三条 危機認定通知第三条第一号に掲げる「これと同様の状況にあるもの」とは、次のいずれかに該当する中小企業者等をいう。

- 一 過去六か月（最近一か月を含む。）平均の売上高が前四年のいずれかの年の同期と比較して五パーセント以上減少している者
- 二 業歴三か月以上一年一か月未満の場合等であって、最近一か月の売上高又は過去六か月（最近一か月を含む。）平均の売上高（業歴六か月未満の場合は、開業から最近一か月までの平均の売上高）が、次のいずれかと比較して五パーセント以上減少している者（業歴一年一か月以上一年五か月以下の場合であって、過去六か月（最近一か月を含む。）平均の売上高が次のいずれかと比較して五パーセント以上減少している者を含む。）
  - イ 過去三か月（最近一か月を含む。）平均の売上高
  - ロ 令和元年十二月の売上高
  - ハ 令和元年十月から十二月までの平均の売上高
- 三 新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものの、前四年の全ての同期における売上高が特殊事情による影響を受けて減少していたことにより、最近一か月の売上高及び過去六か月（最近一か月を含む。）平均の売上高が前四年の全ての同期と比較して五パーセント以上減少していない場合であって、最近一か月の売上高又は過去六か月（最近一か月を含む。）平均の売上高が特殊事情による影響を受ける前における直近の同期と比較して五パーセント以上減少している者
- 四 新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化を判断する上で、中小企業者等の

最近一か月の売上高を用いるのが適当ではない場合、子会社等における最近一か月の売上高又は過去六か月（最近一か月を含む。）平均の売上高が前四年のいずれかの年の同期に比し五パーセント以上減少している者をいう。

- 2 危機認定通知第三条第二号イ中「独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合から出資（転換社債、新株引受権付社債、新株予約権及び新株予約権付社債等の取得を含む。）を受けて事業の成長を図る者」とは、創業期若しくは成長初期の段階にある者又は成長が見込まれる新事業展開を図る者を支援することを目的とする独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合（「起業支援ファンド」、「中小企業成長支援ファンド」又はそれらに類する目的のものを含む。）から出資（転換社債、新株引受権付社債、新株予約権及び新株予約権付社債等の取得を含む。）を受けた者をいう。
- 3 危機認定通知第三条第二号ロ中「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百三十四条第二項に規定する認定支援機関又は同法第百四十条第一号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の関与のもとで事業の再生を行う者」とは、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百三十四条第二項に規定する認定支援機関が行う「新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュールの計画策定支援」又は「再生計画策定支援」を受けている者をいい、単なる相談を行っている場合は含まない。
- 4 危機認定通知第三条第二号ロ中「同法第百四十条第一号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の関与のもとで事業の再生を行う者」とは、再生に取り組む者を支援することを目的とする独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合（「中小企業再生ファンド」又はそれらに類する目的のものを含む。）から出資（転換社債、新株引受権付社債、新株予約権及び新株予約権付社債等の取得を含む。）を受けた者又は貸付け（金銭債権の買い取りも含む。）を受けた者をいう。
- 5 危機認定通知第三条第二号ハ中「事業計画書」について、必須記載事項については以下のとおりとし、任意記載事項については、指定金融機関が必要に応じ記載を求められることができる（ただし、直近の決算（決算期が令和元年十二月までのものに限る。）において、税引後当期純利益額が零未満となる者は必須とする。）。

(1) 必須記載事項

- ①新型コロナウイルス感染症の影響
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の事業見通し
- ③必要資金と調達先

(2) 任意記載事項

- ①今後の事業見通しに係る課題、改善に向けた行動計画
- ②計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から三事業年度以上の収支計画
- ③計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から三事業年度以上の借入金・社債の期末残高推移（金融機関への返済計画を含む。）

- 6 危機認定通知第三条第二号ハ中「民間金融機関等による支援」は、事業計画書中「必

要資金と調達先」として記載された民間金融機関等に対して面談又は電話等により確認を行う（ただし、同ハ括弧書の者等に該当する場合を除く。）。

7 危機認定通知第三条第二号ハ中「民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築」とは、原則として、貸付後概ね一年以内に民間金融機関等からの出融資による資金調達が見込まれることをいう。

8 危機認定通知第三条第二号ハ中「民間金融機関等」とは、次のとおりとする。

- (1) 銀行
- (2) 信用金庫
- (3) 労働金庫
- (4) 信用協同組合
- (5) 農業協同組合
- (6) 漁業協同組合
- (7) 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会の会員（賛助会員を除く。）等

9 指定金融機関は、危機認定通知第三条第二号ハについて、貸付後概ね一年以内に事業計画書中「必要資金と調達先」に記載された民間金融機関等による支援の状況を貸付後の決算書（貸付時点と貸付後の融資残高（又は出資残高）の比較）又は中小企業者等へ確認することとする（ただし、同ハ括弧書の者等に該当する場合を除く。）。

10 危機認定通知第三条第三号に掲げる「食品製造事業者等」並びに同条第四号及び第五号に掲げる「中堅企業等」には、原則として、第三セクターを含まないものとする。

11 危機認定通知第三条第三号に掲げる「これと類似の状況にあるもの」とは、新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化を判断する上で、食品製造事業者等の最近一か月の売上高を用いるのが適当ではない場合、食品製造事業者等、その主要な部門又は子会社等における最近一か月の売上高又は四半期の売上高、利益又は現預金水準、若しくは過去六か月（最近一か月を含む。）平均の売上高、利益又は現預金水準が前四年のいずれかの年の同期に比し五パーセント以上減少している食品製造事業者等をいう。ただし、現預金水準の減少については、真に運転資金がひっ迫しているものに限る。

12 危機認定通知第三条第四号に掲げる「これと類似の状況にあるもの」とは、新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化を判断する上で、中堅企業等の最近一か月の売上高を用いるのが適当ではない場合、中堅企業等、その主要な部門又は子会社等における最近一か月の売上高又は四半期の売上高、利益又は現預金水準、若しくは過去六か月（最近一か月を含む。）平均の売上高、利益又は現預金水準が前四年のいずれかの年の同期に比し五パーセント以上減少している中堅企業等をいう。ただし、現預金水準の減少については、真に運転資金がひっ迫しているものに限る。

13 危機認定通知第四条第三項及び第九項並びに同通知第五条第四項及び第八項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による特定資金の貸付け（以下「劣後特約付金銭消費貸借」という。）の対象には、次に掲げる者を含まないものとする。ただし、劣後特約付金銭消費貸借を受けること等により、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれる者を除く。

一 令和二年一月二十九日において、経営難の状態にあり、経営計画等の進捗状況が芳

しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる状態にあった者

二 特定資金の貸付け時において、前号に掲げる状態にある者

14 危機認定通知第三条第六号に掲げる組合又は事業体が出資を行う、飲食店業、旅館業その他これらに類する業種に属する事業を主たる事業として営む者には、次に掲げる者を含まないものとする。ただし、出資を受けること等により、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれる者を除く。

一 令和二年一月二十九日において、経営難の状態にあり、経営計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる状態にあった者

二 出資時において、前号に掲げる状態にある者

(危機対応業務の対象となる資金)

第四条 危機認定通知第三条第一号に規定する中小企業者等に係る危機対応業務の対象となる資金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要となる設備資金及び運転資金とする。

第四条の二 危機認定通知第三条第二号に規定する中小企業者等に係る危機対応業務の対象となる資金は、事業を行うために必要な設備資金及び運転資金とする。

第四条の三 危機認定通知第三条第三号に規定する食品製造事業者等に係る危機対応業務の対象となる資金は、事業を行うために必要な設備資金及び運転資金とする。

第四条の四 危機認定通知第三条第四号及び第五号に規定する中堅企業等に係る危機対応業務の対象となる資金は、次に掲げる資金とする。

一 設備の取得（設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。以下同じ。）、改良又は補修に必要な資金

二 事業の実施に伴う業容の変化、稼働率の変化、販売事情及び仕入れ事情の変化等により必要となる運転資金、事業の立ち上げ等に関連して必要となる資金並びに研究開発資金

三 前二号に掲げる資金に係る借入金の返済資金

四 第一号及び第二号に掲げる資金に係る社債の償還資金

第四条の五 危機認定通知第三条第六号に規定する組合又は事業体に係る危機対応業務の対象となる資金は、同条第四号に規定する中堅企業等のうち、飲食店業、旅館業その他これらに類する業種に属する事業を主たる事業として営む者に対する出資に係る資金を当該組合又は事業体が供給するために必要な資金とする。

(特定資金の貸付け条件)

第五条 危機認定通知第三条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等のうちツーステップ・ローンを原資とした貸付け及び損害担保取引を実施した貸付けについて

は、その貸出約定金利は、原則として、別に定める金利とする。

2 特定資金の貸付け等のうち危機認定通知第四条第三項及び同通知第五条第四項の資本性劣後ローンに係る特定資金の貸付けについては、次に定めるところによる。

一 資本性劣後ローンに係る次に掲げる条件については、それぞれ次に定めるところによるものとする。

イ 貸出約定金利 貸付後三年間は年〇・五パーセントとし、三年経過後は、別表に定める成功判定区分に基づく金利とする。

ロ 貸出約定期間 五年一か月、七年、十年、十五年又は二十年

ハ 償還方法 一括償還（ただし、貸付後五年間は、原則として期限前償還は認めない。）

二 資本性劣後ローンに係る債権は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

イ 指定金融機関が事業者に対して有する根抵当権その他の担保権によっては一切担保されず、新たな担保設定も行われなないこと。

ロ 第三者による保証（物上保証を含む。）の対象とならないこと。

ハ 保証について第三者に委託されないこと。

ニ 第三者に弁済又は引受けされないこと（指定金融機関が事前に承認した場合を除く。）。

ホ 事業者について法的倒産の手続が開始されたときは、当該手続における配当の順位が当該事業者に対する全ての債権（配当の順位が当該特定資金の貸付けに係る債権と同等以下のものを除く。）に劣後すること。

三 前号ホに規定する法的倒産とは、次に掲げる決定が裁判所によってなされたものをいう（第三項第四号ホ及び第四項第六号ホにおいて同じ。）。

イ 破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の決定

ロ 会社更生法に基づく更生手続開始の決定

ハ 民事再生法に基づく再生手続開始の決定

ニ 会社法（平成十七年法律第八十六号）に基づく特別清算の開始を命ずる決定

四 特定資金の貸付けに係る契約の締結に際しては、モニタリングに関する特約（以下「特約」という。）を付さなければならない。

五 指定金融機関は、特約に基づき定期的に、事業者から決算書の提出を受け、その都度、当該書類の内容を審査し、必要に応じて当該事業者に対し指導等を行うとともに、当該審査及び指導等を実施した事実について、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）に報告するものとする。

六 指定金融機関は、事業者から提出を受けた決算書（特定資金の貸付時における直近二期分及び損害担保取引の契約期間中に決算が到来したもののうち直近二年分に限る。）について、特定資金の貸付けの取引が終了した日から起算して一年を経過する日まで保管するものとする。

七 特約には、次に掲げる事項についての事業者による表明、保証及び遵守を定めるものとする。

イ 特定資金の貸付けの契約の締結及び履行における、会社法その他の法令及び当該

事業者の定款その他の内部規則に定める手続の適正な履行並びに第三者との契約上の制限に違反していないこと。

ロ 指定金融機関への提出及び報告事項等の内容が真実かつ正確であること。

ハ 会社法その他の法令及び公正な会計慣行に従い、取引、資産及び負債等を正確に記載した会計帳簿等を作成し、保持すること。

八 特約には、指定金融機関が必要と認めるときは、指定金融機関の事前承認が必要な事業者の行為として、次に掲げる事項を定めるものとする。

イ 一定金額以上の第三者（経営責任者及び子会社等を含む。）への貸付け、出資及び保証

ロ 一定金額以上の役員報酬の支払

ハ 一定金額以上の株主への配当

ニ 資産の担保提供

ホ 事業上の必要性が認められない有価証券の取得

ヘ 差し迫った必要性が認められない設備の取得

ト 会社の合併、分割又は事業の譲渡等

チ 代表者の交代

九 特約には、指定金融機関が事業者の個別の状況に応じて必要と認めるときは、第五号、第七号及び第八号に規定する各事項のほか、必要な事項を追加定めることができる。

十 資本性劣後ローンに係る債権の償還期限において、事業者が一括償還を行うことが困難な場合は、指定金融機関は、必要に応じて当該期限後における当該貸付けの条件を変更することができるものとする。この場合において、第一号イの規定は引き続き適用するものとし、第二号の規定は適用しないものとする。

十一 資本性劣後ローンの実施後、事業者の資金使途違反若しくは事業者からの虚偽報告による利子補給の支給条件違反が判明した場合又は資金使途を設備資金とする当該貸付けに係る資金の全部若しくは一部について使用しないことが判明した場合（計画の中止又は変更により使用しない場合を含む。）は、指定金融機関は、公庫から交付を受けた利子補給金に相当する金額（当該違反等の範囲内に限る。）を違約金として、当該事業者に対し支払請求を行うものとする。この場合において指定金融機関は、当該請求に基づき事業者から当該金額の全部又は一部を受領したときは、その金額を公庫に対し返還するものとする。

十二 令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された石川県内の市町の区域に事業所を有し、かつ、当該事業所が令和六年能登半島地震により直接の被害を受けた事業者又は令和六年能登半島地震に伴う停電その他これに類する事象により、当該事業所の在庫品若しくは生産設備若しくは営業設備に直接の被害を受けた事業者における令和五年及び令和六年に成功判定時期が到来する資本性劣後ローンに係る貸出約定金利については、別表の区分方法にかかわらず、不成功の貸出約定金利とする。

3 危機認定通知第四条第九項の劣後特約付貸付け等（以下この項において「劣後特約付

貸付け等」という。)については、次に定めるところによるものとする。

一 劣後特約付貸付け等のうち危機認定通知第十条第三号ニ、リ及びワに規定する資本性が認められるもの(以下「資本性劣後ローン等」という。)に係る次に掲げる条件については、それぞれ次に定めるところによるものとする。

イ 貸出約定金利 業績連動型など、債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること。

ロ 貸出約定期間 五年超

ハ 償還方法 一括償還

二 危機認定通知第四条第九項に規定する金融支援は、リファイナンスを含むことができるものとする。

三 危機認定通知第四条第九項に規定する金融支援の金額とは、劣後特約付貸付け等を受ける事業者(以下この項において「事業者」という。)の経営計画に、実施年月、内容及び金額が明記された金融支援の合計金額とする。

四 劣後特約付貸付け等に係る債権は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

イ 指定金融機関が事業者に対して有する根抵当権その他の担保権によっては一切担保されず、新たな担保設定も行われなないこと。

ロ 第三者による保証(物上保証を含む。)の対象とならないこと。

ハ 保証について第三者に委託されないこと。

ニ 第三者に弁済又は引受けされないこと(指定金融機関が事前に承認した場合を除く。)

ホ 事業者について法的倒産の手続が開始されたときは、当該手続における配当の順位が当該事業者に対する全ての債権(配当の順位が当該劣後特約付貸付け等に係る債権と同等以下のものを除く。)に劣後すること。

五 劣後特約付貸付け等に係る契約の締結に際して、指定金融機関が必要と認めるときは、指定金融機関の事前承認が必要な事業者の行為として、次に掲げる事項を定めるものとする。

イ 一定金額以上の第三者(経営責任者及び子会社等を含む。)への貸付、出資及び保証

ロ 一定金額以上の役員報酬の支払

ハ 一定金額以上の株主への配当

ニ 資産の担保提供

ホ 事業上の必要性が認められない有価証券の取得

へ 差し迫った必要性が認められない設備の取得

ト 会社の合併、分割又は事業の譲渡等

チ 代表者の交代

六 劣後特約付貸付け等の実行後、事業者の資金使途違反若しくは事業者からの虚偽報告による利子補給の支給条件違反が判明した場合又は資金使途を設備資金とする当該貸付けに係る資金の全部若しくは一部について使用しないことが判明した場合(計画の中止又は変更により使用しない場合を含む。)は、指定金融機関は、公庫から交

付を受けた利子補給金に相当する金額（当該違反等の範囲内に限る。）を違約金として、当該事業者に対し支払請求を行うものとする。この場合において指定金融機関は、当該請求に基づき事業者から当該金額の全部又は一部を受領したときは、その金額を公庫に対し返還するものとする。

4 危機認定通知第五条第八項に規定する劣後特約付貸付け等（以下この項において「劣後特約付貸付け等」という。）については、次に定めるところによるものとする。

一 資本性劣後ローン等に係る次に掲げる条件については、それぞれ次に定めるところによるものとする。

イ 貸出約定金利 業績連動型など、債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じた金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること。

ロ 貸出約定期間 五年超

ハ 償還方法 一括償還

二 危機認定通知第五条第八項第二号に規定する金融支援は、リファイナンスを含むことができるものとする。

三 危機認定通知第五条第八項第二号に規定する金融支援の金額とは、劣後特約付貸付け等を受ける事業者（以下この項において「事業者」という。）の経営計画（指定金融機関及びほかの金融機関等が共同で当該事業者の資産状況及び財務状況を精査し、又は会議を開催する等その策定に当たって当該ほかの金融機関等が一定の関与を行ったものに限る。）に、実施年月、内容及び金額が明記された金融支援の合計金額とする。

四 指定金融機関は、劣後特約付貸付け等の実行時に、事業者から前号の経営計画の提出を受けるものとし、当該貸付け等を行った後、当該計画の提出を受けた旨を公庫に通知するものとする。

五 前号の提出を受けた経営計画に記載された実施年月の翌月一日から起算して百八十日を経過する日までの間に金融支援が実施されず、経営計画の遂行に著しい支障が生じた場合には、指定金融機関は、その旨を財務大臣及び経済産業大臣に報告しなければならない。

六 劣後特約付貸付け等に係る債権は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

イ 指定金融機関が事業者に対して有する根抵当権その他の担保権によっては一切担保されず、新たな担保設定も行われえないこと。

ロ 第三者による保証（物上保証を含む。）の対象とならないこと。

ハ 保証について第三者に委託されないこと。

ニ 第三者に弁済又は引受けされないこと（指定金融機関が事前に承認した場合を除く。）。

ホ 事業者について法的倒産の手続が開始されたときは、当該手続における配当の順位が当該事業者に対する全ての債権（配当の順位が当該劣後特約付貸付け等に係る債権と同等以下のものを除く。）に劣後すること。

七 特定資金の貸付けに係る契約の締結に際しては、特約を付さなければならない。

八 指定金融機関は、特約に基づき定期的に、事業者から次に掲げる書類の提出を受け、



その都度、当該書類の内容を審査し、必要に応じて当該事業者に対し指導等を行うとともに、当該審査及び指導等を実施した事実について、公庫に報告するものとする。ただし、ロについては上場企業等に限るものとする。

イ 決算書

ロ 損益・財政状態に関する四半期提出書類（決算短信等）

九 指定金融機関は、事業者から提出を受けた前号イに掲げる書類（特定資金の貸付時における直近二期分及び損害担保取引の契約期間中に決算が到来したもののうち直近二年分に限る。）及び同号ロに掲げる書類（損害担保取引の契約期間中に係るもののうち直近のものに限る。）について、特定資金の貸付けの取引が終了した日から起算して一年を経過する日まで保管するものとする。

十 特約には、次に掲げる事項についての事業者による表明、保証及び遵守を定めるものとする。

イ 特定資金の貸付けの契約の締結及び履行における、会社法その他の法令及び当該事業者の定款その他の内部規則に定める手続の適正な履行並びに第三者との契約上の制限に違反していないこと。

ロ 指定金融機関への提出及び報告事項等の内容が真実かつ正確であること。

ハ 会社法その他の法令及び公正な会計慣行に従い、取引、資産及び負債等を正確に記載した会計帳簿等を作成し、保持すること。

十一 特約には、指定金融機関が必要と認めるときは、指定金融機関の事前承認が必要な事業者の行為として、次に掲げる事項を定めるものとする。

イ 一定金額以上の第三者（経営責任者及び子会社等を含む。）への貸付け、出資及び保証

ロ 一定金額以上の役員報酬の支払

ハ 一定金額以上の株主への配当

ニ 資産の担保提供

ホ 事業上の必要性が認められない有価証券の取得

ヘ 差し迫った必要性が認められない設備の取得

ト 会社の合併、分割又は事業の譲渡等

チ 代表者の交代

十二 指定金融機関は、劣後特約付貸付け等の実行後、指定金融機関が必要と認める場合には、特約に基づき、当該事業者から経営改善計画の提出を受けるとともに、経営改善指導を実施しなければならない。

十三 劣後特約付貸付け等のうち資本性劣後ローン等を除いたものについては、前号の規定による経営改善指導の後も、合理的な理由なく経営改善計画が達成できなかったときは、指定金融機関は、事業者に対し繰上償還を指示することができる。

十四 特約には、指定金融機関が事業者の個別の状況に応じて必要と認めるときは、第八号、第十号から第十二号までに規定する各事項のほか、必要な事項を追加し定めることができる。

十五 劣後特約付貸付け等に係る債権の償還期限において、事業者が一括償還を行うこ

とが困難な場合は、指定金融機関は、必要に応じて当該期限後における当該貸付けの条件を変更することができるものとする。この場合において、第一号イの規定は引き続き適用するものとし、第六号の規定は適用しないものとする。

十六 特定資金の貸付け後、事業者の資金使途違反若しくは事業者からの虚偽報告による利子補給の支給条件違反が判明した場合又は資金使途を設備資金とする当該貸付けに係る資金の全部若しくは一部について使用しないことが判明した場合（計画の中止又は変更により使用しない場合を含む。）は、指定金融機関は、公庫から交付を受けた利子補給金に相当する金額（当該違反等の範囲内に限る。）を違約金として、当該事業者に対し支払請求を行うものとする。この場合において指定金融機関は、当該請求に基づき事業者から当該金額の全部又は一部を受領したときは、その金額を公庫に対し返還するものとする。

- 5 危機認定通知第六条第三項、第五項から第九項までに規定する利子補給率を適用する特定資金の貸付け等については、その貸出約定金利は、利子補給適用後の金利が〇・〇五パーセントを下回らないものとする。
- 6 危機認定通知第六条第七項に規定する利子補給率を適用する劣後特約付貸付け等については、その貸出約定金利は、利子補給適用期間に限り利子補給適用後の金利が一・〇パーセントを上回らないものとする。

### 第三章 利子補給金の支給に関する事項

（利子補給金の支給に関する事項）

第六条 危機認定通知第六条に規定する利子補給金（以下「利子補給金」という。）に係る支給申請の対象となる単位期間は、次に掲げる期間とする。

- 一 各年四月一日から同年九月三十日までの期間
- 二 各年十月一日から翌年三月三十一日までの期間

2 利子補給金の支給の額は、前項に規定する単位期間ごとに次に掲げる算式をもって計算した合計額とする。

$$A \times B / 365$$

A：当該単位期間における日ごとの特定資金の貸付けに係る貸付金残高の合計

B：危機認定通知第六条第三項から第六項まで及び第八項の利子補給率（特定資金の貸付け（同通知第四条第三項及び同通知第五条第四項に規定する資本性劣後ローン並びに同通知第四条第九項及び同通知第五条第八項に規定する劣後特約付貸付け等によるものを除く。）に係る貸付利率が利子補給率を下回る場合は当該貸付利率）

- 3 危機認定通知第六条第三項に規定する「一貸付先当たり三億円」の限度額は、指定金融機関を通じた貸付金残高の合計金額で判断することとする。
- 4 危機認定通知第六条第四項に規定する期間は、別表に定める成功判定区分又は前条第二項第十二号の規定に基づく不成功の貸出約定金利とされた期間であって、同表の税引後当期純利益額が零以上となる期間とする。
- 5 危機認定通知第六条第五項に規定する「一貸付先当たり二百億円」とは、指定金融機

関を通じた貸付金残高の合計金額で判断することとする。

- 6 利子補給金の支給期間終了後一年以内に特定資金の貸付けについて金利の引下げを伴う条件変更を行った場合は、公庫に対し、報告を行うものとする。

#### 第四章 雑則

(危機対応業務の実施状況に関する報告の様式)

第七条 危機認定通知第十条の規定による報告は、別紙様式1により行うものとする。

(危機対応業務の実施状況に係る報告及び公表等)

第八条 指定金融機関は、次に掲げる事項を、遅滞なく、毎月、主務大臣に報告するものとする。

- 一 中小企業者等を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
    - イ 特定資金の貸付け等の総額及び件数
    - ロ 損害担保取引の対象となった貸付け等の総額及び件数
  - 二 中堅企業等を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
    - イ 特定資金の貸付け等の総額及び件数
    - ロ 損害担保取引の対象となった貸付け等の総額及び件数
  - 三 投資事業有限責任組合その他これに準ずる事業体を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
    - イ 特定資金の貸付け等の総額及び件数
    - ロ 損害担保取引の対象となった貸付け等の総額及び件数
  - 四 新型コロナウイルス感染症に関する事案において、中小企業者等を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
    - イ 特定資金の貸付け等の総額、件数並びに総額及び件数の累計
    - ロ 損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数並びに総額及び件数の累計
  - 五 新型コロナウイルス感染症に関する事案において、中堅企業等を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
    - イ 特定資金の貸付け等の総額、件数並びに総額及び件数の累計
    - ロ 損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数並びに総額及び件数の累計
  - 六 新型コロナウイルス感染症に関する事案において、投資事業有限責任組合その他これに準ずる事業体を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
    - イ 特定資金の貸付け等の総額、件数並びに総額及び件数の累計
    - ロ 損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数並びに総額及び件数の累計
- 2 主務大臣は、前項の定めによる指定金融機関からの報告を危機対応業務の実施状況として取りまとめ、必要に応じて、毎月、その内容について公表等を行うものとする。
- 3 指定金融機関は、次に掲げる事項を、四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、主務大臣に報告するものとする。
- 一 特定資金の貸付け等の総額及び半期末残高
  - 二 損害担保取引の対象となった貸付け等の総額及び半期末残高

- 4 主務大臣は、前項の定めによる指定金融機関からの報告及び次に掲げる事項に係る公庫からの四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとの報告を危機対応業務の実施状況として取りまとめ、必要に応じて、半期ごとに、その内容について公表等を行うものとする。
- 一 法第二十一条第一項第二号の規定により公庫が各指定金融機関へ支払った金銭の額の総額
  - 二 法第二十一条第一項第四号の規定により各指定金融機関が公庫に納付した金額の総額
- 5 第一項及び第三項の規定による報告は、それぞれ別紙様式2及び3により行うものとする。

(危機対応業務の損害担保取引対象案件に係る報告)

第八条の二 危機認定通知第十一条に規定する額は、危機対応認定通知第一条に定める事案の損害担保取引の対象となる貸付け等の額を合計して、三百億円とする。

- 2 危機対応認定通知第十一条に規定する報告は、指定金融機関が特定資金の貸付け等を決定した後から、貸付け等を実行するまでに、当該貸付け等を受けた者に対する損害担保取引の対象となった貸付け等の額その他関連事項について、公庫を通じて主務大臣に対して、別紙様式4により行うものとする。

別表 成功判定区分及び利子補給後の貸出約定金利（第五条関係）

	区分方法	貸付期間及び利子補給後の貸出約定金利		
	成功判定区分	成功判定時期（貸付け三年経過後一年ごと）の直近の決算における税引後当期純利益額から、当該決算の事業年度の翌事業年度において成功の場合に発生する見込みの支払利息（その指定金融機関における危機認定通知第四条第三項及び同通知第五条第四項の資本性劣後ローンに係る別の特定資金の貸付けに係るものを含む。以下同じ。）の合計額を控除し、及び不成功の場合における支払利息の合計額を加算した額により区分	五年一か月、七年又は十年	十五年
成功	零以上	二・六パーセント	二・七パーセント	二・九五パーセント

不成功	零未満	〇・五パーセント	〇・五パーセント	〇・五パーセント
-----	-----	----------	----------	----------